

海老名市教育委員会

(令和2年 12月 定例会議事日程)

日時 令和2年12月18日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 29 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 報告第 30 号 工事請負契約の締結に関する意見の申し出について

日程第 3 報告第 31 号 教育財産（コンピュータ等機器）の取得の申し出について

日程第 4 報告第 32 号 物品の取得に関する意見の申し出について

日程第 5 議案第 50 号 教育財産（国指定史跡相模国分寺跡用地）の取得の申し出について

日程第 6 議案第 51 号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

日程第 7 報告第 33 号 いじめ等に関する調査結果について



海老名市教育委員会

令和2年度 12月定例会

◇教育長報告

1 主な事業報告

- 11月20日（金） 教育委員会11月定例会
和座海綾教職員管理職組合委員長面会
神奈川県教職員人材育成推進協議会
- 21日（土） 海老名小学校運動会
土曜授業参観（有馬小学校、東柏ヶ谷小学校、
杉久保小学校）
- 23日（月） 文化財探究舎講演会
市立中学校校内消毒作業
- 24日（火） 社会教育委員会議
教職員転任希望者面接
- 25日（水） 市立中学校臨時休業（～29日）
市立中学校校内消毒作業
海老名青年会議所面談
新型コロナウイルス感染症市教委学校対策会議
週部会
- 26日（木） よりよい授業づくり学校訪問（杉本小学校）
生活困窮者学習支援「パドル」視察
- 27日（金） 市長定例記者会見
市立中学校対象生徒教職員PCR検査
- 29日（日） 総合教育会議
市立中学校校内消毒作業
- 30日（月） 市立中学校第2、3学年学校再開
市立中学校第1学年学年閉鎖（～3日）
市議会第4回定例会本会議（開会）
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
一般質問部内打合せ



- 12月 1日（火） 朝のあいさつ運動（海西中学校）
12月校長会議
新型コロナウイルス感染症市教委学校対策会議
教育委員会辞令交付式
一般質問部内ヒアリング
- 2日（水） 一般質問市長ヒアリング
市立中学校対象生徒PCR検査
週部会
- 3日（木） 12月教頭会議
中新田小学校就学時健康診断（こどもセンター）
教育課題研究会
- 4日（金） 市立中学校第1学年学校再開
- 7日（月） 文教社会常任委員会
- 8日（火） スクールソーシャルワーカー面談
一般質問部内調整
- 9日（水） 週部会
臨時最高経営会議
図書館指定管理者打合せ
- 10日（木） 市議会第4回定例会本会議（一般質問）
- 11日（金） 市議会第4回定例会本会議（一般質問）
不登校支援ボランティアクリスマス会
- 14日（月） 有馬図書館・コミセン改修工事視察
- 15日（火） 平井教育委員辞令交付式
教育課題研究会
- 16日（水） 市議会第4回定例会本会議（閉会）
週部会
- 17日（木） 臨時校長会議
小林次男先生叙勲伝達式
教職員人事検討委員会
- 18日（金） 教育委員会12月定例会
現職教育打合せ



2 「令和2年をふり返って」



令和2年の教育行政をふり返ります。

一年前、新型コロナウイルス感染症については、その実態もわからず、中国での出来事であるという認識でした。

それが、1月から2月にかけて、日本国内でも感染が確認されるようになり、横浜港のクルーズ船内での対応から、学校での感染防止について準備を進めていたところで、2月末、学校の臨時休業の要請がなされました。

そして、3月から5月までの三カ月間の異例の臨時休業措置がなされたところでした。

途中、4月新学期当初は、学校を再開し、始業式・入学式は行いましたが、すぐに緊急事態宣言が発令され、5月末にそれが解除されるまで学校の臨時休業が継続されました。

1月、私の頭の中には、子どもたちにとって一生に一度となるだろう、聖火リレーを見てほしい、オリンピック・パラリンピックのゲームを生で観戦してほしいという願いから、何より、今年は、このオリンピック・パラリンピック関連事業を、必ず成功させなければという思いがありました。

また、小学校の新学習指導要領が4月から施行されることから、「第2期えびなっ子しあわせプラン」の中で、これまで2年間取り組んできた成果として、よりよい授業づくり、英語教育や学校ICTの活用などにより、授業改善を図り、「主体的・対話的で深い学び」と「カリキュラム・マネジメント」を、海老名市立学校として実践することを思い描いていました。

そして、

- ・ これからの学校施設の「海老名のモデル」となる先進的な今泉小学校の増築校舎の建設
 - ・ 小学校給食のよりおいしい給食の提供と中学校給食の再開
 - ・ いじめ・不登校問題の解決のための新たな視点での対応策
 - ・ 新たな社会教育計画の具体的な展開
 - ・ 市制施行50周年を機とした文化財の保存・活用
- など、前向きに取り組みたい事業があふれるほどあり、やる気満々でした。

しかしながら、ふり返ると、子どもたちと教職員の健康と安全を守るために、子どもたちの学びを守るために、臨時休業中の対応、学校再開に向けての対応、再開後の感染症対策を最優先に、多大な労力を費やし取り組んだ一年でした。

その中で、何度も協議を重ね共通理解を図ってともに取り組んだ学校、教職員、その取組に理解と協力をしていただいた保護者、地域のみなさんに、心から感謝するところです。

また、このような状況の中でも、見直しや改善・変更を図りながら、工夫して事業を進めてきた教育部の仲間を、心強く思うところです。

今後も新型コロナウイルス感染症への対応は、先が見通せないところですが、ここまで乗り越えてきた経験を生かして、海老名市の教育行政を一步一步、前に進めたいと思うところです。

令和3年、新しい年は、今年一年の多くの人のがんばりと苦労が報われるような年になってほしいと願うところです。

以上でございます。



報告第 29 号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

令和2年11月30日付及び令和2年12月1日付で人事異動を発令したため

教育委員会関係職員人事異動内訳

令和2年11月30日付

課長級		1名
		1名

令和2年12月1日付

係長級		1名
主事級		1名
		2名

令和2年11月30日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【課長級】			
いまい やすお 今井 康生	教育総務課施設担当課長	教育総務課施設担当課長（兼） 施設係長事務取扱	事務取扱解除

令和2年12月1日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【係長級】			
せと けいち 瀬戸 圭一	教育総務課施設係長	シティプロモーション課副主幹	係長発令
【主事級】			
まえだ ゆうと 前田 悠斗	就学支援課主事	介護保険課主事	

報告第30号

工事請負契約の締結に関する意見の申し出について

工事請負契約の締結に関する意見の申し出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申し出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

工事請負契約の締結に関する意見の申し出をしたため

工事請負契約の締結に関する意見の申し出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申し出をした。

2 教育長の臨時代理

11月24日付で市長から意見を求められたが、本案件は令和2年11月30日に開会した令和2年第4回海老名市議会定例会に上程する予定であったため、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申し出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

- (1) 工事請負契約の締結について（海老名市立今泉小学校校舎増築工事（建築））
- (2) 工事請負契約の締結について（海老名市立今泉小学校校舎増築工事（機械設備））

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 教育委員会からの申し出文書

別紙のとおり

海文発第24号
令和2年11月24日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内 野



工事請負契約の締結に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別添、工事請負契約の締結に関し、貴教育委員会の意見を求める。

議案第 号

工事請負契約の締結について（海老名市立今泉小学校校舎増築工事（建築））

海老名市立今泉小学校校舎増築工事（建築）について、下記のとおり請負契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約の目的 海老名市立今泉小学校校舎増築工事（建築）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 一金599,500,000円
- 4 契約の相手方 神奈川県平塚市四之宮一丁目8番56号
エス・ケイ・ディ・小町建設特定建設工事共同企業体
株式会社エス・ケイ・ディ
代表取締役 長谷川 辰巳

提案理由

議会の議決を得た上、工事請負契約を締結したいため

参考資料

海老名市立今泉小学校校舎増築工事（建築）

入札方法 条件付一般競争入札
 開札年月日 令和2年11月11日
 落札決定日 令和2年11月16日
 入札回数 1回
 設計金額 717,750,000円（税込み）
 予定価格 717,750,000円（税込み）
 最低制限価格 554,180,000円（税込み）
 落札金額 599,500,000円（税込み）
 うち消費税相当額 54,500,000円
 落札者 神奈川県平塚市四之宮一丁目8番56号
 　　　　エス・ケイ・ディ・小町建設特定建設工事共同企業
 　　　　体
 　　　　株式会社エス・ケイ・ディ
 　　　　代表取締役 長谷川 辰巳
 落札者の構成業者
 　　　　代表者 神奈川県平塚市四之宮一丁目8番56号
 　　　　　　　株式会社エス・ケイ・ディ
 　　　　　　　代表取締役 長谷川 辰巳
 　　　　構成員 神奈川県海老名市東柏ケ谷二丁目9番4号
 　　　　　　　小町建設株式会社
 　　　　　　　代表取締役 並木 信哉

入札状況

業者名	所在地	入札金額（円）
エス・ケイ・ディ・小町建設特定建設工事 共同企業体 株式会社エス・ケイ・ディ 代表取締役 長谷川 辰巳	神奈川県平塚市 四之宮一丁目8番56号	545,000,000 (599,500,000)

業者名	所在地	入札金額（円）
アイグステック株式会社 代表取締役 塩谷 政志	神奈川県藤沢市 大庭 5 4 0 4 番地の 7 湘南エスパス	574,200,000 (631,620,000)
株式会社松尾工務店 代表取締役 松尾 文明	神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央四丁目 3 8 番 3 5 号	594,000,000 (653,400,000)
株式会社内藤ハウス横浜支店 支店長 岩倉 一仁	神奈川県横浜市西区 北幸二丁目 1 5 番 1 0 号 オーク横浜ビル	594,000,000 (653,400,000)
風越建設株式会社 代表取締役 出川 久	神奈川県横浜市中区 相生町 3 丁目 5 6 番地 1	602,200,000 (662,420,000)
株式会社門倉組 代表取締役 小澤 智幸	神奈川県藤沢市 辻堂元町四丁目 1 7 番 2 2 号	619,800,000 (681,780,000)
山王・マッチング・ナビ特定建設工事共同 企業体 山王建設株式会社 代表取締役 高橋 学	神奈川県厚木市 妻田北一丁目 1 2 番 6 号	619,800,000 (681,780,000)
株式会社小島組 代表取締役 小島 正也	神奈川県厚木市 栄町一丁目 2 番 2 号	辞退
株式会社渡辺組 代表取締役 渡邊 一郎	神奈川県横浜市中区 南仲通 3 丁目 3 1 番地	辞退

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

参考資料

海老名市立今泉小学校校舎増築工事（建築）概要

1 工事件名 海老名市立今泉小学校校舎増築工事（建築）

2 工事場所 海老名市上今泉 2 0 2 8 番地

3 契約期間 本契約締結日から令和 4 年 2 月 1 0 日まで
(令和 2 年度及び令和 3 年度継続事業)

4 計画概要

(1) 建物概要（増築棟）

ア 面積

敷地面積 21,836.09m²

建築面積 807.28m²

延床面積 2,790.26m²

イ 構造規模

重量鉄骨造 地上 4 階建（最高高さ15.4m）

(2) 整備室名

1 階 オープンスペース、音楽室、家庭科室、特別支援級教室（5 室）、
玄関、倉庫

2 階 多目的スペース、普通教室 6 室、教材室

3 階 多目的スペース、普通教室 6 室、教材室

4 階 多目的スペース、普通教室 4 室、教材室

各階共通：トイレ、階段、エレベータ

5 工事概要

基礎（杭）、鉄骨躯体、金属製サッシ、外壁窯業系サイディング、
屋上シート防水、教室可動間仕切り、内装仕上げ、家具、サインほか

議案第 号

工事請負契約の締結について（海老名市立今泉小学校校舎増築工事（機械設備））

海老名市立今泉小学校校舎増築工事（機械設備）について、下記のとおり請負契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約の目的 海老名市立今泉小学校校舎増築工事（機械設備）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 一金148,260,420円
- 4 契約の相手方 神奈川県平塚市御殿二丁目14番26号
株式会社根布工業
代表取締役 根布 博之

提案理由

議会の議決を得た上、工事請負契約を締結したいため

参考資料

海老名市立今泉小学校校舎増築工事（機械設備）

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和２年１１月１１日
落札決定日	令和２年１１月１６日
入札回数	１回
設計金額	185,790,000円（税込み）
予定価格	185,790,000円（税込み）
最低制限価格	138,072,000円（税込み）
落札金額	148,260,420円（税込み）
うち消費税相当額	13,478,220円
落札者	神奈川県平塚市御殿二丁目１４番２６号 株式会社根布工業 代表取締役 根布 博之

入札状況

業者名	所在地	入札金額（円）
株式会社根布工業 代表取締役 根布 博之	神奈川県平塚市 御殿二丁目１４番２６号	134,782,200 (148,260,420)
株式会社川合工業所 代表取締役 高橋 賢二	神奈川県平塚市 馬入本町２番４号	139,800,000 (153,780,000)
有限会社生井興業 代表取締役 生井 昭博	神奈川県藤沢市 葛原２０２９番地	140,600,000 (154,660,000)
株式会社勝栄工業海老名支店 取締役支店長 中内 靖修	神奈川県海老名市 門沢橋四丁目５番３３号	141,870,000 (156,057,000)
株式会社下田商会 代表取締役 下山田 英明	神奈川県平塚市 四之宮二丁目３番７２号	145,000,000 (159,500,000)
株式会社神成工業 代表取締役 石井 一成	神奈川県南足柄市 狩野６７２番地	154,000,000 (169,400,000)
株式会社金子工業所 代表取締役 金子 繁夫	神奈川県横浜市戸塚区 矢部町９３９番地	157,077,000 (172,784,700)

業者名	所在地	入札金額（円）
株式会社丹野設備工業所 代表取締役 丹野 徳人	神奈川県伊勢原市 上粕屋 4 4 8 番地の 1 9	158,000,000 (173,800,000)
株式会社エス・エス・イー 代表取締役 坂巻 正雄	神奈川県海老名市 中央二丁目 1 番 1 6 号	158,000,000 (173,800,000)
株式会社山口設備工業 代表取締役 山口 義博	神奈川県海老名市 大谷北四丁目 2 番 1 2 号	辞退
大野設備工業株式会社 代表取締役 大野 英二	神奈川県藤沢市 善行坂一丁目 4 番 8 号	辞退
株式会社折本設備 代表取締役 高橋 幸男	神奈川県相模原市南区 御園四丁目 5 番 2 5 号	辞退

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

参考資料

海老名市立今泉小学校校舎増築工事（機械設備）概要

1 工事件名 海老名市立今泉小学校校舎増築工事（機械設備）

2 工事場所 海老名市上今泉 2028 番地

3 契約期間 本契約締結日から令和 4 年 2 月 10 日まで
(令和 2 年度及び令和 3 年度継続事業)

4 計画概要

(1) 建物概要（増築棟）

ア 面積

敷地面積 21,836.09m²

建築面積 807.28m²

延床面積 2,790.26m²

イ 構造規模

重量鉄骨造 地上 4 階建（最高高さ 15.4m）

(2) 整備室名

1 階 オープンスペース、音楽室、家庭科室、特別支援級教室（5 室）、
玄関、倉庫

2 階 多目的スペース、普通教室 6 室、教材室

3 階 多目的スペース、普通教室 6 室、教材室

4 階 多目的スペース、普通教室 4 室、教材室

各階共通：トイレ、階段、エレベータ

5 工事概要

給排水設備、衛生設備、空調換気設備、消火設備ほか

海教総収第 397 号
令和 2 年 11 月 25 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



工事請負契約の締結に関し意見を求めることについて

このことについて、工事請負契約の締結に関し、異論はありません。

報告第31号

教育財産（コンピュータ等機器）の取得の申し出について

教育財産（コンピュータ等機器）の取得の申し出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申し出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

20,000,000円以上の教育財産として、コンピュータ等機器を取得するため、市長に対し申し出を行ったため

教育財産（コンピュータ等機器）の取得の申し出について

1 目的

GIGAスクール構想に係る海老名市立小学校へのタブレット端末導入のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、市長に対し、教育財産の取得の申し出を行った。

2 取得申し出内容

コンピュータ等機器（小学校分）

端末本体	5, 2 2 3 台
ケース一体型キーボード	2, 4 2 2 台

3 取得費用

- ・ 予定価格 233,889,700円（税込み）
- ・ 落札金額 219,654,569円（税込み）

4 教育委員会からの申し出文書

別紙のとおり

5 教育長の臨時代理

コンピュータ等機器の購入について、12月1日に開札し、12月3日に落札決定があった。12月9日付で仮契約をするため、本申し出について急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申し出をした。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第28条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまって、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

令和2年12月9日

教育財産取得申出書

海老名市長 内野 優 様

海老名市教育委員会



下記の物品を教育財産として取得したいので、申し出をいたします。

記

1 申し出をする財産

コンピュータ等機器（小学校分）

端末本体 5, 2 2 3 台

ケース一体型キーボード 2, 4 2 2 台

2 取得費用

2 1 9, 6 5 4, 5 6 9 円（税込み）

以 上

報告第32号

物品の取得に関する意見の申し出について

物品の取得に関する意見の申し出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申し出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

物品の取得に関する意見の申し出を行ったため

物品の取得に関する意見の申し出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申し出をした。

2 教育長の臨時代理

12月9日付で市長から意見を求められたが、本案件は12月16日の令和2年第4回海老名市議会定例会本会議に上程する予定であったため、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申し出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

物品の取得について（コンピュータ等機器（小学校分）購入）

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 教育委員会からの申し出文書

別紙のとおり

海文発第26号
令和2年12月9日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内 野



物品の取得に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別添、物品の取得に関し、貴教育委員会の意見を求める。

議案第 号

物品の取得について（コンピュータ等機器（小学校分）購入）

コンピュータ等機器（小学校分）の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月16日提出

海老名市長 内 野 優

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約名 | コンピュータ等機器（小学校分）購入 |
| 2 | 物品名及び数量 | コンピュータ等機器（小学校分）
端末本体 5, 223台
ケース一体型キーボード 2, 422台 |
| 3 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 4 | 契約金額 | 一金219, 654, 569円 |
| 5 | 契約の相手方 | 神奈川県相模原市中央区千代田七丁目12番2号
株式会社ミヤダイ
代表取締役 宮台 賢一郎 |

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

コンピュータ等機器（小学校分）購入

入札方法 条件付一般競争入札

開札年月日 令和２年１２月１日

落札決定日 令和２年１２月３日

入札回数 １回

設計金額 233,889,700円（税込み）

予定価格 233,889,700円（税込み）

落札金額 219,654,569円（税込み）

うち消費税相当額 19,968,597円

落札者 神奈川県相模原市中央区千代田七丁目１２番２号
株式会社ミヤダイ
代表取締役 宮台 賢一郎

入札状況

業者名	所在地	入札金額（円）
株式会社ミヤダイ 代表取締役 宮台 賢一郎	神奈川県相模原市 中央区千代田七丁目１２番２号	199,685,972 (219,654,569)
株式会社有隣堂 厚木営業所 所長 二階堂 浩一	神奈川県厚木市 中町二丁目６番２４号 三成ほていやビル	199,880,100 (219,868,110)
イグニション・ポイント株式会社 代表取締役社長 青柳 和洋	東京都渋谷区 東一丁目３２番１２号 渋谷プロパティータワー８階	辞退

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

仕様

OS	A p p l e i p a d o s
ディスプレイ	9 から 1 4 インチで、タッチパネル機能を有すること。
オーディオ	H i g h D e f i n i t i o n A u d i o 相当以上であり、マイクとスピーカーを内蔵していること。
Wi Fi 通信機能	I E E E 8 0 2 . 1 1 a / b / g / n / a c に準拠した無線LAN機能を内蔵
バッテリー	駆動時間 8 時間以上
カメラ	インカメラ及びアウトカメラの両方を装備
重さ	本体に、キーボード、バッテリーを含め、1 . 5 k g 未満であること
キーボード	保護ケースと統合され、端末本体と B l u e t o o t h 以外で接続でき、利用時に端末本体を自立させるスタンドが付属

海教総収第 427 号
令和 2 年 12 月 9 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



物品の取得に関し意見を求めることについて

このことについて、物品の取得に関し、異論はありません。

議案第50号

教育財産（国指定史跡相模国分寺跡用地）の取得の申し出について

別紙のとおり、教育財産（国指定史跡相模国分寺跡用地）の取得の申し出について、議決を求める。

令和2年12月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

20,000,000円以上の教育財産として、国指定史跡相模国分寺跡用地を取得するため、市長に対し申し出を行いたいため

教育財産（国指定史跡相模国分寺跡用地）の取得の申し出について

1 目的

国指定史跡相模国分寺跡の遺構保存及び整備活用を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、市長に対し、教育財産の取得の申し出を行う。

2 取得申し出内容

土地買取り及びその土地に存する物件の移転など通常受ける損失補償

3 取得申し出地

（1）地番

- ①海老名市国分南一丁目 1913 番 1
- ② 同 1915 番 3

（2）土地の現況

- ①1913 番 1 市街化区域 / 第1種住居地域 / 地目：畑 / 面積：317 m²
- ②1915 番 3 市街化区域 / 第1種住居地域 / 地目：宅地 / 面積：202.82 m²

4 物件等補償

- ①1913 番 1 立竹木、工作物（ネットフェンス等）
- ②1915 番 3 立竹木、工作物（ネットフェンス等）

5 取得希望日程

令和2年度中

6 令和2年度相模国分寺跡整備事業費当初予算額

132,699,000 円

7 教育委員会からの申し出文書案

別紙のとおり

8 史跡相模国分寺跡の概要

（1）史跡指定区域の状況

史跡相模国分寺跡は、海老名市国分南一丁目にあり、海老名駅の東方約750mに位置し、都市計画法上の用途地域が第一種住居地域であり、周辺は宅地となっている。

（2）遺跡の概要

相模国分寺は、741年聖武天皇の国分寺建立詔を契機に海老名の地に設置された。西に塔、東に金堂、北に講堂を配する法隆寺式伽藍配置であり、発掘調査により各建物の基壇跡等の遺構が確認されている。その存在は古くから知られ、大正10年3月3日付で国指定史跡となった。指定面積は34472.73 m²である。

（3）これまでの保存整備活用

公有地化部分について整備工事を行い開放している。日常的な管理は地元自治会、ボーイスカウト、社会福祉法人に委託し、市主催のイベントや地域の行事などでも利用されている。

（4）公有地化状況

現在、27,117.29 m²を公有地化、史跡指定地の公有地化率は78.66%となっている。

令和2年12月 日

教育財産取得申出書

海老名市長 内野 優 様

海老名市教育委員会

下記に表示した土地を教育財産として取得したいので、申し出をいたします。

記

1 申し出をする財産

国指定史跡相模国分寺跡用地

海老名市国分南地内				
所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)	備 考
一丁目	1913 番 1	畑	317	現況：雑種地
一丁目	1915 番 3	宅地	202.82	

2 取得費用

令和2年度相模国分寺跡整備事業費当初予算額

132,699,000円

以 上

議案第 5 1 号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 1 8 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正したいため

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

1 改正理由

現在使用している市の学齢簿システムは、税務システムや医療・保険システム等と共に、「ホストコンピュータ」において、一元的に管理・運用がされてきた。

しかし、技術者の減少やクラウド化の推進等に伴い、「ホストコンピュータ」を廃止し、それぞれ独立したパッケージシステムを導入することが全国的に進められている。

そのため、学齢簿システムも令和3年1月より新システムを導入することから、新システムの標準パッケージ仕様の帳票を使用するため、規則を改正し様式を変更したい。

また、併せて条文及びその他の様式についても軽微な修正を行う。

2 改正内容

- (1) 第2条第1項第6号中「第1号」の表記を削除
- (2) 以下の様式のレイアウトを変更し、それぞれ項目の追加・削除を行う。
 - ① 第1号様式 学齢簿
⇒「区域外就学」の追加
 - ② 第2号様式 学校指定通知書
⇒「保護者説明会」の削除
 - ③ 第4号様式 指定学校変更申立書
⇒文章の修正、「㊦」の削除
 - ④ 第5号様式 指定学校変更通知書
⇒文章の修正、「指定学校及び学年」及び「理由」の削除、「学年」及び「就学条件」の追加
 - ⑤ 第7号様式 区域外就学願出書
⇒文章の修正、「㊦」の削除
 - ⑥ 第8号様式 区域外就学承諾書
⇒文章の修正、「就学指定校及び学年」及び「理由」の削除、「学年」及び「就学条件」の追加
- (3) 学齢簿について、改正前の規則に規定された様式を使用している書類の効力を担保するため、附則において経過措置を規定する。

※詳細は別紙改正文及び新旧対照表のとおり。

3 施行期日

令和3年1月1日

4 今後のスケジュール

令和2年12月18日 定例教育委員会 決定

令和3年1月1日 施行

1月18日 政策会議 報告

1月26日 最高経営会議 報告

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成２年教委規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第６号中「第５条第１項第１号」を「第５条第１項」に改める。

第１号様式、第２号様式、第４号様式、第５号様式、第７号様式及び第８号様式を次のように改める。

学 齡 簿

学 齡 者 氏 名		現住所				保 護 者	氏名						
		生年月日		性別			現住所						
							続 柄						
学 校 名		入学・転入学 卒業・転退学		異動事項									
小 学 校													
中 学 校													
区 域 外 就 学			猶 予 ・ 免 除										
備 考													

年 月 日

海老名市教育委員会

学 校 指 定 通 知 書

学校の指定について、下記のとおり確定したので通知します。

入学者氏名			
生 年 月 日		性 別	

入学指定校	
入 学 期 日	
連 絡 事 項	・ 申立により、教育委員会が相当と認めるときは、指定された学校を変更することができます。 ・ 国立及び県立、私立学校等へ入学される方、住所を異動される方は、教育委員会へ連絡ください。 ・ 保護者説明会を欠席する場合は、学校長までご連絡ください。 ・ その他、就学についてのご相談やこの通知書の内容に不明な点がある場合は、教育委員会までお問い合わせください。

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

保護者 _____

指 定 学 校 変 更 申 立 書

次の児童生徒の学校の指定について次のとおり変更を申し立てます。

(フリガナ) 児童生徒氏名			
生 年 月 日 続 柄・性 別	年 月 日生	続 柄 性 別	 男 ・ 女
現 住 所			
前 住 所			
(フリガナ) 保 護 者 名		TEL	
指 定 学 校 学 年	海老名市立	学校 第	学年
変更希望学校 学 年	海老名市立	学校 第	学年
就 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

年 月 日

海老名市教育委員会

指 定 学 校 変 更 通 知 書

付けで申立てのありました
への指定学校の変更について、下記のとおり通知いたします。

記

(フリガナ) 児童生徒氏名					
生年月日	生	性 別		学年	年生
(フリガナ) 保護者氏名					
住 所 (方書)					
続 柄		電話番号			
就学期間	～				
就学条件	1. 通学に関しては、保護者が責任をもつこと。 2. 上記の期間終了後は、必ず転校手続をとること。				

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

保護者 _____

区 域 外 就 学 願 出 書

次の児童生徒について、海老名市立小・中学校に就学させたいので願い出ます。

(フリガナ) 児童生徒氏名			
生 年 月 日	年 月 日生	続 柄	
続 柄 ・ 性 別		性 別	男 ・ 女
現 住 所			
前 住 所			
(フリガナ) 保 護 者 名		TEL	
就学希望学校 学 年	海老名市立 学校 第 学年		
就 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

年 月 日

海老名市教育委員会

区 域 外 就 学 承 諾 書

付けで願い出のありました
への区域外就学について、下記のとおり承諾いたします。

記

(フリガナ) 児童生徒氏名					
生年月日	生	性 別		学年	年生
(フリガナ) 保護者氏名					
住 所 (方書)					
続 柄		電話番号			
就学期間	～				
就学条件	1. 通学に関しては、保護者が責任をもつこと。 2. 上記の期間終了後は、必ず転校手続をとること。				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用しているこの規則による改正前の海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則第 1 号様式は、この規則による改正後の第 1 号様式とみなす。

新（改正案）	旧（現行）
海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則	海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則
第1条（略）	第1条（略）
（定義）	（定義）
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（1）から（5）まで（略）	（1）から（5）まで（略）
（6） 視覚障害者等 施行令第5条第1項 <u> </u> に規定する視覚障害者等をいう。	（6） 視覚障害者等 施行令第5条第1項 <u>第1号</u> に規定する視覚障害者等をいう。
第3条から第20条まで 略	第3条から第20条まで 略
附 則（略）	附 則（略）

第1号様式（第3条関係）

第1号様式（第3条関係）

学 齡 簿

学 齡 者 氏 名		現住所			保 護 者	氏名		
		生年月日		性別			現住所	
							続 柄	
学 校 名		入学・転入学 卒業・転入学		異動事項				
小 学 校								
中 学 校								
区 域 外 就 学				猶 予 ・ 免 除				
備 考								

第1号様式（第3条関係）

第1号様式（第3条関係）

学 齡 簿

No.

児 童 生 徒 氏 名		年 月 日生	保 護 者 氏 名		続 柄		
		性 別			子		
海老名市				(住所変更)			
(現住所)							
(学校名)		海老名市立	小 学 校	(学校名)		海老名市立	中 学 校
小 学 校	入 学	年 月 日	中 学 校	入 学	年 月 日		
	卒 業	年 月 日		卒 業	年 月 日		
就 学 猶 予 ・ 免 除	許 可	年 月 日	異 動 事 項	年 月 日 転 入			
	期 間	年 月 日		年 月 日 転 出			
				(事由)			

第2号様式（第4条関係）

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

海老名市教育委員会

学 校 指 定 通 知 書

学校の指定について、下記のとおり確定したので通知します。

入学者氏名			
生 年 月 日		性 別	

入学指定校	
入 学 期 日	
連 絡 事 項	・中立により、教育委員会が相当と認めるときは、指定された学校を変更することができます。 ・国立及び県立、私立学校等へ入学される方、住所を異動される方は、教育委員会へ連絡ください。 ・保護者説明会を欠席する場合は、学校長までご連絡ください。 ・その他、就学についてのご相談やこの通知書の内容に不明な点がある場合は、教育委員会までお問い合わせください。

第2号様式（第4条関係）

第2号様式（第4条関係）

学 校 指 定 通 知 書

保護者 各位

次のとおり、就学を指定いたします。

児 童 ・ 生 徒 名			
生 年 月 日	年	月	日
入 学 指 定 校	海老名市立	学校	
入 学 期 日	年	月	日

★保護者説明会★

日 時

場 所

年 月 日

海老名市教育委員会

◇指定学校変更の申立てについて

- ・中立により、教育委員会が相当と認めるときは、指定された学校を変更することができます。
- ・指定された学校を変更したい場合は、学籍を担当する課までお問い合わせください。
- ・なお、変更の要件及び手続きについては、市のホームページでご覧いただくことができます。

第4号様式（第7条関係）

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

保護者 _____

指 定 学 校 変 更 申 立 書

次の児童生徒の学校の指定について次のとおり変更を申し立てます。

(フリガナ)			
児童生徒氏名			
生 年 月 日	年 月 日生	続 柄	
続 柄 ・ 性 別		性 別	男 ・ 女
現 住 所			
前 住 所			
(フリガナ)		TEL	
保 護 者 名			
指 定 学 校 学 年	海老名市立	学校 第	学年
変更希望学校学 年	海老名市立	学校 第	学年
就 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

第4号様式（第7条関係）

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

保護者 _____ 印

指 定 学 校 変 更 申 立 書

私の保護している次の児童生徒の就学すべき学校指定を次のとおり変更してくださるよう申し立てます。

児 童 ・ 生 徒 名	フリガナ	年 月 日
生年月日・続柄	氏 名	続柄 (男・女)
現 住 所		
前 住 所		
保 護 者 名	フリガナ	TEL
及 び 連 絡 先	氏 名	
指定学校及び学年	海老名市立	学校 第 学年
変更希望学校及 び 学 年	海老名市立	学校 第 学年
就学申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
理 由		

第5号様式（第7条関係）

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市教育委員会

指 定 学 校 変 更 通 知 書

付けで申立てのありました
への指定学校の変更について、下記のとおり通知いたします。

記

(フリガナ) 児童生徒氏名					
生年月日	生	性 別		学年	年生
(フリガナ) 保護者氏名					
住 所 (方書)					
続 柄		電話番号			
就学期間	～				
就学条件	1. 通学に関しては、保護者が責任をもつこと。 2. 上記の期間終了後は、必ず転校手続をとること。				

第5号様式（第7条関係）

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

海老名市立

学校長 殿

海老名市教育委員会

指 定 学 校 変 更 通 知 書

保護者からの申立てにより下記の理由で、児童生徒の就学すべき学校の
指定を変更したので通知します。

児 童 ・ 生 徒 名 生年月日・続柄	フリガナ	年 月 日 続柄 (男・女)
	氏 名	
現 住 所		
前 住 所		
保 護 者 名 及 び 連 絡 先	フリガナ	TEL
	氏 名	
指定学校及び学年	海老名市立	学校 第 学年
就 学 指 定 校 及 び 学 年	海老名市立	学校 第 学年
就 学 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
理 由		

第7号様式（第9条関係）

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

保護者 _____

区 域 外 就 学 願 出 書

次の児童生徒について、海老名市立小・中学校に就学させたいので願ひ出ます。

(フリガナ)			
児童生徒氏名			
生 年 月 日	年 月 日生	続 柄	
続 柄 ・ 性 別		性 別	男 ・ 女
現 住 所			
前 住 所			
(フリガナ)		TEL	
保 護 者 名			
就学希望学校 学 年	海老名市立	学校 第	学年
就 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
理 由			

第7号様式（第9条関係）

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

保護者 _____ ㊞

区 域 外 就 学 願 出 書

私の保護している次の児童生徒について、海老名市立小・中学校に就学させたいので願ひ出ます。

児 童 ・ 生 徒 名	フリガナ	年 月 日 続 柄 (男・女)
生年月日・続柄	氏 名	
現 住 所		
前 住 所		
保 護 者 名 及 び 連 絡 先	フリガナ 氏 名	TEL
就学希望学校 及 び 学 年	海老名市立	学校 第 学年
就学申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
理 由		

第8号様式（第9条関係）

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

海老名市教育委員会

区 域 外 就 学 承 諾 書

付けで願い出のありました
への区域外就学について、下記のとおり承諾いたします。

記

(フリガナ) 児童生徒氏名					
生年月日	生	性 別		学年	年生
(フリガナ) 保護者氏名					
住 所 (方書)					
続 柄		電話番号			
就学期間	～				
就学条件	1. 通学に関しては、保護者が責任をもつこと。 2. 上記の期間終了後は、必ず転校手続をとること。				

第8号様式（第9条関係）

第8号様式(第9条関係)

年 月 日

海老名市立

学校長 殿

海老名市教育委員会

区 域 外 就 学 承 諾 書

次の児童生徒は、学校教育法施行令第9条による区域外就学の願い出
を承諾したので通知します。
なお、就学許可期間については十分ご留意願います。

児 童 ・ 生 徒 名 生年月日・続柄	フリガナ	年 月 日 続柄 (男・女)
	氏 名	
現 住 所		
前 住 所		
保 護 者 名 及 び 連 絡 先	フリガナ	TEL
	氏 名	
就 学 指 定 校 及 び 学 年	海老名市立	学校 第 学年
就 学 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
理 由		

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用しているこの規則による改正前の海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則第1号様式は、この規則による改正後の第1号様式とみなす。

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定に基づき、海老名市に住所の存する児童生徒等の保護者に係る就学義務及び市立学校における教育の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒等 施行令第4条に規定する児童生徒等をいう。
- (2) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 就学予定者 施行令第5条第1項に規定する就学予定者をいう。
- (4) 学齢児童 法第18条に規定する学齢児童をいう。
- (5) 学齢生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- (6) 視覚障害者等 施行令第5条第1項に規定する視覚障害者等をいう。

(学齢簿)

第3条 施行令第1条に定める学齢簿は、第1号様式とする。

(入学期日等の通知及び学校の指定)

第4条 就学予定者のうち視覚障害者等以外の者について、その保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき市立の小学校又は中学校についての指定は、学校指定通知書（第2号様式）により行う。

2 前項の指定は、別表第1に定める市立の小学校及び中学校の通学区域に応じて行う。

3 前項に規定する通学区域の者であっても、小学校就学時において、別表第2に規定する通学区域に係る者にあつては、当該選択可能小学校の中から小学校を選択することができる。

4 第2項に規定する通学区域の者であっても、中学校就学時において、別表第3に規定する通学区域に係る者にあつては、当該選択可能中学校の中から中学校を選択することができる。

第5条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。

(1) 新たに学齢簿に記載された児童生徒等（視覚障害者等及び市立の小学校又は中学校に在籍する者を除く。）

(2) 施行令第6条の2第2項の規定により都道府県の教育委員会から通知を受けた学齢児童及び学齢生徒

(3) 市立の小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

(4) 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者で市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学し、その全課程を終了する前に退学した者

第6条 前2条に規定する児童生徒等の就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長（以下「学校長」という。）に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日についての通知は、第4条に規定する者にあつては就学予定者名簿、前条に規定する者にあつては転入学通知書（第3号様式）により行う。

（学校指定の変更）

第7条 児童生徒等の就学すべき市立の小学校又は中学校の指定について変更の申立てをしようとする保護者は、指定学校変更申立書（第4号様式）により海老名市教育委員会（以下「委員会」という。）に申し立てるものとする。

2 委員会は、前項の規定による申立てを認めたときは、その保護者並び

に変更前及び変更後の学校長に対し、指定学校変更通知書（第 5 号様式）により通知するものとする。

（区域外就学等）

第 8 条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程に就学させようとする保護者は、区域外就学届出書（第 6 号様式）に当該学校の就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、施行令第 9 条第 2 項の規定による協議が行われた場合は、その協議をもって前項の届出があったものとする。

第 9 条 他の市町村に住所の存する児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校へ就学させようとする保護者は、区域外就学願出書（第 7 号様式）により委員会に願い出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による願い出を承諾したときは、その保護者及び就学させるべき学校長に対し、区域外就学承諾書（第 8 号様式）により通知する。

（退学の届出）

第 10 条 保護者は、市立の小学校又は中学校に在学する学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者を、小学校又は中学校の全課程を修了する前に退学させようとするときは、当該学校長に届け出なければならない。

（視覚障害者等の通知）

第 11 条 学校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等に該当することとなった者がいるときは、速やかにその旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、視覚障害者等通知書（第 9 号様式）をもって通知しなければならない。

（出席不良等の通知）

第 1 2 条 学校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が休業日（海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第 1 号）第 3 条に規定する休業日をいう。）を除き引き続き 7 日間出席せず、その他出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、委員会に対し出席不良通知書等により通知しなければならない。

（出席の督促）

第 1 3 条 委員会は、前条の規定による通知を受けたとき又はその他学齢児童若しくは学齢生徒の保護者が法第17条第 1 項若しくは第 2 項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対し出席督促通知書（第10号様式）により出席を督促するものとする。

（猶予又は免除の願い出）

第 1 4 条 学齢児童又は学齢生徒に係る就学猶予又は免除を受けようとする保護者は、就学義務の猶予（免除）願書（第11号様式）により委員会に申し出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による願い出に対し就学義務を猶予又は免除するときは、その保護者に就学義務の猶予（免除）通知書（第12号様式）により通知しなければならない。

（事由消滅の届出）

第 1 5 条 保護者は、就学義務を猶予された期間中又は免除された後に、その猶予又は免除された事由がなくなったときは、速やかに就学猶予（免除）事由消滅届出書（第13号様式）に医師の証明書等その事情を証する書類を添えて、委員会に届け出なければならない。

（全課程修了者の通知）

第 1 6 条 学校長は、毎学年の修了後、市立の小学校又は中学校の全課程を修了した者の氏名を全課程修了者通知書（第14号様式）により、委員会に通知しなければならない。

(指導要録の作成及び様式)

第 17 条 学校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が進学したときは、当該学齢児童又は学齢生徒の指導要録の抄本又は写し作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

2 市立の小学校又は中学校の指導要録及びその抄本の様式は、小学校については第15号様式、中学校については第16号様式とする。

(出席簿の様式)

第 18 条 市立の小学校又は中学校の出席簿の様式は、小学校については第17号様式、中学校については第18号様式とする。

(卒業証書の様式)

第 19 条 市立の小学校又は中学校の卒業証書の様式は、第19号様式とする。

(委任)

第 20 条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用しているこの規則による改正前の海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則第1号様式は、この規則による改正後の第1号様式とみなす。

別表 (略)

報告第 33 号

いじめ等に関する調査結果について

いじめ等に関する調査結果について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和2年12月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

海老名市立学校で発生したいじめ等について、調査結果を報告したいため

